【2】「薬剤の取り違え」(医療安全情報 No. 4) について

(1) 発生状況

医療安全情報 No. 4 (平成19年3月提供)では、薬剤の名称が類似していることにより、取り 違えた事例について「薬剤の取り違え」を取り上げた (医療安全情報掲載件数7件 集計期間:平成16年10月~平成18年12月)。

その後、第21回報告書(分析対象期間:平成22年1月~3月)、第25回報告書(分析対象期間:平成23年1月~3月)においても同様の事例が報告され、再発・類似事例の発生状況(平成22年年報316頁~318頁、第25回報告書140頁~145頁)に取りまとめた。

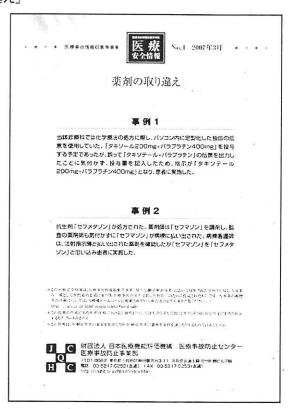
これまでの「薬剤の取り違え」の事例件数を(図表Ⅲ-3-2)に示す。

図表Ⅲ-3-2「薬剤の取り違え」の報告件数

	1~3月 (件)	4~6月 (件)	7~9月 (件)	10~12月 (件)	合計 (件)
平成16年				0	0
平成17年	1	1	0	1	3
平成18年	1	2	1	0	4
平成19年	2	1	0	1	4
平成20年	0	0	0	3	3
平成21年	2	1	0	0	3
平成22年	1	0	0	0	. 1
平成23年	3	2	1	0	6
平成24年	1	_	_	-	1

図表Ⅲ - 3 - 3 医療安全情報 No. 4 「薬剤の取り違え」





(2) 事例概要

本報告書分析対象期間に報告された事例1件の概要を以下に示す。

事例

【内容】

アルマール2錠2×を開始するところ、アマリール2錠2×を処方した。その後、受診時に 誤処方に気付いた。患者は時々空腹感を覚えることがあった。HbA1c、FBS も軽度低下を認め、 血糖値低下も来したと推測された。

【背景・要因】

- ・降圧剤を処方するという認識はあった。処方入力時に薬剤名がすり替わった。
- ・オーダリングシステム変更により、以前、対策として薬剤名の後に「糖尿病薬」、「振戦」 の文字を表示していたが表示がなくなり、注意喚起の機会が減少した。

(3) 事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

- 1. アルマールの薬剤名が変更になった。
- 2. システム上、注意喚起の対策を薬剤に関する医療安全委員会にて検討する。

(4) 取り違えた薬剤について

本報告書分析対象期間において、報告された事例の「投与すべき薬剤」と「取り違えた薬剤」、およびそれぞれの「薬効分類名」を次に示す。

図表Ⅲ-3-4

投与すべき薬剤 (薬効分類名)	取り違えた薬剤 (薬効分類名)	
アルマール	アマリール	
(高血圧症・狭心症・不整脈治療剤 本態性振戦治療剤)	(スルホニルウレア系経口血糖降下剤)	

(5)薬剤の取り違えの注意喚起や取り組み

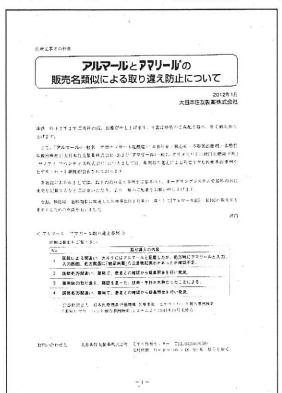
厚生労働省は、医療事故防止対策への取り組みの強化が図られるよう、平成15年11月27日付 医政発第1127004号・薬食発第1127001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医療機関に おける医療事故防止対策の強化について」及び、平成16年6月2日付医政発第0602012号・薬食 発第0602007号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医療機関における医療事故防止対策の強化・ 徹底について」を発出した。

しかしながら厚生労働省は、本事業においても依然として医薬品の使用に関連する取り違え事例等が報告されていること、ヒドロコルチゾン製剤「サクシゾン」と筋弛緩剤「サクシン注射液」を誤って処方し投与した事故が発生したことから、さらに平成20年12月4日付医政発第1204001号・薬食発第1204001号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について(注意喚起)」を発出し、医療機関及び薬局においては薬剤の販売名の類似性に注意するため、①各医療機関における採用医薬品の再確認、②医薬品の安

全使用のための方策についての確認・検討、③処方せん等の記載及び疑義内容の確認の徹底、④オーダリングシステム等の病院情報システムにおける工夫、⑤医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集等について、確認、検討するよう注意喚起を行った。その後、サクシンは平成21年7月2日付で「スキサメトニウム注」に名称が変更になっている。

また、薬剤の取り違えに対する製薬会社の取り組みとしては、「アルマール(一般名:アロチノロール塩酸塩): 高血圧・狭心症・不整脈治療剤 / 本態性振戦治療剤」(大日本住友製薬株式会社) および「アマリール (一般名: ダリメピリド): 経口血糖降下剤」(サノフィ・アベンティス株式会社) について、名称類似に関連した医療事故防止対策の一環として『アルマール錠 5 / 錠 10』の販売名を変更するための申請を行ったことを公表した。その公表物の資料として、本事業及び薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業で公表された事例を用いている。

≪アルマールとアマリールの販売名類似による取り違え防止について≫





尚、平成24年1月12日付で製造販売承認を取得し、準備が整い次第販売名変更品である「アロチノール塩酸塩錠5mg「DSP」/錠10mg「DSP」を販売すると公表した。